



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
3 月 9 日
第 4 4 2 6 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県公報発行規則の一部を改正する規則（総務課）	1
○ 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路課）	2
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4
都市計画事業の認可（都市計画課）	5
○ 公 告	
公共測量終了公告（監理課）	6
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（南部）	6
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部）	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（高島）	6
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告（中部）	7
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（中部）	7
○ 公 安 委 員 会 告 示	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し（警察県民センター）	7
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等早期援助団体の指定（警察県民センター）	7
○ 公 安 委 員 会 公 告	
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告（生活安全企画課）	8
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
落札者決定の公告	9

規 則

滋賀県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3 月 9 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第 4 号

滋賀県公報発行規則の一部を改正する規則

滋賀県公報発行規則（昭和33年滋賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「月曜日、水曜日」を「火曜日」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
多機能重症児者等デイサービスふぁみりい	彦根市平田町584番地2 サニーヒル三越102号室	特定非営利活動法人道	彦根市高宮町1441番地11	生活介護	平成30. 3. 1	2510200559

滋賀県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
療養通所介護事業所ふぁみりい	彦根市平田町584番地2 サニーヒル三越102号室	訪問看護ステーションふれんず株式会社	彦根市高宮町1441番地11	生活介護	2510200484	平成30. 2. 28

滋賀県告示第69号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年3月9日から平成30年3月23日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
	303号	高島市今津町北生見字古野24番1地先から	変更後	最小 11.9m 最大 51.6m 最小	550.3m	道路改良工事に伴う道路区域の変更

国道	421号	高島市今津町北生見字東120番4地先まで	変更前	9.6m } 最大 18.6m	561.0m	
		東近江市佐目町字須子398番1地先から	変更後	最小 27.3m } 最大 46.5m	153.1m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
	東近江市佐目町字須子459番2地先まで	変更前	最小 24.0m } 最大 39.9m	162.9m		
	422号	大津市南郷六丁目字岡ノ平993番3地先から	変更後	最小 12.1m } 最大 34.9m	227.0m	道路改良工事による迂回路設置に伴う道路区域の変更
大津市南郷六丁目字奈良島1312番2地先まで	変更前	最小 12.1m } 最大 31.4m	227.0m			
県道	水口甲南線	甲賀市水口町水口字総新田6137番5地先から	変更後	最小 24.5m } 最大 36.5m	271.0m	橋梁架替のための仮設橋梁撤去に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
		甲賀市水口町水口字下真海6466番2地先まで	変更前	最小 5.7m } 最大 27.0m 最小 24.5m } 最大 36.5m	271.0m	

滋賀県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西明寺 4005	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	地滑り
西明寺(1) 4041	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	地滑り

平子 4006	蒲生郡日野町大字平子	次の図のとおり	地滑り
安部居 4007	蒲生郡日野町大字安部居	次の図のとおり	地滑り
平子(3) II-4831	蒲生郡日野町大字平子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安部居(3) I-4796	蒲生郡日野町大字安部居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村井(3) II-4821	蒲生郡日野町大字村井・大字西大路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向所谷 1523001	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
麻生川支流 1523047	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
上所谷 1523002	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
麻生川支流 1523046	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
上野谷 1523003	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
上野北谷 1523004	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
北川支流 2523009	高島市朽木地子原	次の図のとおり	土石流
北川支流 2523008	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	土石流
西谷川 1523008	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	土石流
東谷川 1523009	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	土石流
麻生(1) II-8746	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生(2) II-8748	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生(3) II-8749	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生(4) II-8751	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生(5) I-8017	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生(6) I-8761	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地子原(6) I-8765	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地子原(7) I-8767	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地子原(8) II-8760	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地子原(9) II-8761	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷(7) II-8766	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷(8) II-8767	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
-------	--------	-------	---------------------	----------

安部居(3) I-4796	蒲生郡日野町大字安部居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村井(3) II-4821	蒲生郡日野町大字村井・大字西大路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県東近江土木事務所および日野町役場に備えて縦覧に供する。)

滋賀県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
上野谷 1523003	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流 2523009	高島市朽木地子原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流 2523008	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
西谷川 1523008	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
麻生(1) II-8746	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(2) II-8748	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(3) II-8749	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(4) II-8751	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(5) I-8017	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生(6) I-8761	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地子原(6) I-8765	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地子原(7) I-8767	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地子原(8) II-8760	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地子原(9) II-8761	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷(7) II-8766	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷(8) II-8767	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備えて縦覧に供する。)

滋賀県告示第74号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき平成30年3月9日に都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 都市計画道路3・5・101号 本堅田衣川線
- 3 事業施行期間 平成30年3月9日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 大津市堅田二丁目字志里廣ならびに本堅田三丁目字余所、字南口戸、字南川原田、字陰陽および字石橋地内
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 山仲 善彰から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成30年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の終了日 平成30年2月21日

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県南部環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年3月9日

滋賀県南部環境事務所長 海 東 聡

- 1 指定する区域の所在地 野洲市上屋字下芝原88番1の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物ならびにふっ素およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年3月9日

滋賀県南部健康福祉事務所長 苗 村 光 廣

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーション あじさい	草津市南笠東一丁目5-24 Jハウス1階	ヘルパーステーション あじさい株式会社	草津市追分五丁目5番17号	居宅介護 重度訪問介護	平成30.3.1	2510600592
アシスト N i c o	守山市吉身五丁目6-69	株式会社三ッ葉	守山市古高町341-1-204	居宅介護 重度訪問介護	平成30.3.1	2510700400

滋賀県高島健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年3月9日

滋賀県高島健康福祉事務所長 浅 田 朋 彦

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
こころいち	高島市今津					

ばんホーム ペルプサー ビス	町住吉二丁 目11-2	社会福祉法 人ふたか会	高島市今津町南 新保87-15	行動援護	2512200250	平成30.3.31
----------------------	----------------	----------------	--------------------	------	------------	-----------

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年3月9日

滋賀県中部県税事務所長 松 宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
200 リットル券	農業	40596431	1	平成29.4.11 ? 平成30.3.31	東近江市寺町629 有限会社小沢石油	平成30.3.1

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年3月9日

滋賀県中部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9224600号	平成30.3.31	東近江市横溝町1387 加藤武	平成30.2.28
農業	滋賀県 第9237400号	平成30.3.31	東近江市横溝町1381 辰己順次	平成30.2.28

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第26号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第10条第3項の規定に基づき、次のとおり犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消した。

平成30年3月9日

滋賀県公安委員会委員長 大 塚 良 彦

1 指定を取り消す法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人おうみ犯罪被害者支援センター
- (2) 主たる事務所の所在地 大津市京町四丁目3番28号
- (3) 代表者の氏名 河村憲司

2 取消年月日 平成30年3月1日

滋賀県公安委員会告示第27号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等早期援助団体を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

滋賀県公安委員会委員長 大 塚 良 彦

1 指定を受けた法人

- (1) 名称 一般社団法人おうみ犯罪被害者支援センター

- (2) 主たる事務所の所在地 大津市京町四丁目3番28号
 - (3) 代表者の氏名 林茂
 - (4) 援助事業を行う事務所の名称および所在地 一般社団法人おうみ犯罪被害者支援センター 大津市京町四丁目3番28号
 - (5) 援助事業に係る犯罪被害等 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第4項に規定する犯罪被害等全般
- 2 指定年月日 平成30年3月1日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習〔新規取得講習・追加取得講習〕を次のとおり実施する。

平成30年3月9日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 2 講習日時
 - (1) 新規取得講習 平成30年5月9日(水)から同月17日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 追加取得講習 平成30年5月14日(月)から同月17日(木)までの午前9時から午後5時まで
- 3 修了考査 新規取得講習については平成30年5月18日(金)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間
- 4 講習場所 大津市梅林一丁目4番15号 滋賀県教育会館
- 5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人
- 6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項
- 7 受講対象者
 - (1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

- 8 受付期間 平成30年4月10日(火)から同月20日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。
- 9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
 - (1) 新規取得講習の場合
 - ア 7(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
 - イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
 - ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
 - エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
 - オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
 - (2) 追加取得講習の場合
 - ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
 - イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
 - ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
 - エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
 - オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問い合わせ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

平成30年3月9日

滋賀県病院事業庁長 笹田昌孝

- 1 委託業務名および数量 平成30・31・32年度滋賀県立総合病院清掃業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5051
- 3 落札者を決定した日 平成30年2月16日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社サンメンテナンス滋賀営業所 守山市守山六丁目13-15-106号
- 5 落札金額 290,174,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年1月5日(金)

